2016 Vol.25

# ほうじん ななお

## 税に関する絵はがきコンクール

七尾法人会長賞

鳥屋小学校6年生　**澤間 つかさ** さん

七尾法人会女性部会長賞

山王小学校6年生　**高橋 愛果** さん

七尾法人会青年部会長賞

志雄小学校6年生　**山本 真菜珠** さん

公益社団法人 七尾法人会

法人会
消費税期限内納付
推進運動

公益社団法人第４回通常総会

# 公益目的事業の着実な推進

６月１日、加賀屋において、東七尾税務署長をはじめ多くの来賓を迎え、公益社団法人七尾法人会第４回通常総会が開催された。会長あいさつの後、【報告事項】平成28年度事業計画及び同収支予算並びに平成27年度事業報告、引き続き、【審議事項】平成27年度収支決算報告が説明され承認され、満場一致で可決された。総会に引き続き志ネットワーク代表上甲晃氏より「真理は平凡の中に　～自ら変わる勇気を～」の演題で記念講演が行われた。（主な内容は、次のとおり。）

## 記念講演

**◎すべては自分の考え方次第**

松下幸之助の『君な。自分の人生が上手くいくのもいかないのも、自分の仕事が上手くいくのもいかないのも、自分の経営が上手くいくのもいかないのも、すべては自分の考え方次第やで。』という一言。この言葉は、私にとって生涯忘れられないものであり、同時に、今の私の考え方にもなっています。

“どういう考え方をもって経営に臨むか。”という自らの考え方が、自らの経営を左右するということです。我が社の経営が良くなるのもならないもの“すべては景気次第である。”と考えたとする場合、景気が良くならないと、どうしようもありません。“すべてが自分の考え方次第である。”と考えるならば、この瞬間から為すべきことがあり、“この厳しい経営環境を生き抜くために、私はどういう考え方をするべきか”という、自分自身の問題になります。

経営とは、難の連続で、その自分に降りかぶる「難有る」を、如何に「有難い」ことにしていくかであります。

どんな逆境、あるいはマイナス要因などの「難有る」を「有難い」ことにしていくことが、神様から与えられた生きる自分の糧にする力の素晴らしさであり、経営の本質ではないかなと思っています。「難有る」を「有難い」ことにする最大の心構えは、「はい、喜んで。」の一言で受入れることであり、その心構えは、必ず、あなたの運命を開くということです。

松下幸之助は『好景気良し。不景気なお良し。』と言い、世の中の経営者が不景気で、「何とかならんかな。」と言って頭を抱えている時に、この不景気、見方変えたらチャンスだと考えたのです。これが経営の差になってきます。

不景気は、今までの経営を反省する最高のチャンスなのです。

反省は、必ず、改革を呼び、その改革が次の飛躍に繋がって行きます。同時に、今、できないと思っている理由の全てが、考え方を変えることによって、チャンスになると確信しています。

**◎真理は平凡の中に**

当たり前のことを、疎かにして、特別なことばかりしようとするから、浮足立ってくるのです。

正に、誰でもやっている当たり前のことを誰よりも、どこでもやっている当たり前のことをどこよりも、徹底してやっていることが、地に足のついた生き方であり、そして、底力の経営でないかなと思います。

だから、絶対差で差を付けることを若い人に教えている。

私は、いつも、「変わらざるものをしっかり見よ。自ずと、落ち着いてくる。」と若い人に言います。人間というものの本質は、何も変わっていません。変わっているのは、目先だけです。

だから、変化に目を奪われるのではなく、小さな実践を積み重ねていけば、やがて、大きな差が生まれます。

**◎自ら、変わる勇気を**

常に、自ら変わる勇気を持つことが、人生には、必要です。

自ら変わろうという経営者の元で、初めて、社員も自ら変わろうという努力をしていきます。

若い人を捕まえて、「君たち。同じことを、何回、言わせるのか。」と言う人がいますが、違います。

今の自分のような生き方をしている限りは、今の若い人には通じないのだな。やっぱり、ちょっと言い方を考えなければならない、もっと、生き方を考えなければならないというようにして、“顧みて自ら思い、自ら変わる勇気を持つこと”が、人生の一番の根本ではないかなということに気が付きました。

誰もやらないのであれば、「全て、我が社ぐらい」、「全て、うちの店ぐらい」、「すべて、私ぐらいは」というふうにして立ち上がっていくことが、全ての出発点ではないでしょうか。

松下幸之助と私の考え方は、180度、違いました。

私は、物事がうまくいった時は、いつも「俺が、やった。」と思い、物事がうまくいかなかった時は、全て周りが悪いと思っていました。

松下幸之助は、『良い時は、みんなのお蔭や。』、『悪い時は、全ての原因が自分にある。』と考え、悪い時が重なれば重なるほど、“常に顧みて自らを思い、自ら変わる”ことをしてきました。正に、私の考え方には、どこにも反省や自分を振り返ることがなかったことに気づき、この「自ら変わる。」ということの真意を、少し分かったように思います。

# 新署長着任のごあいさつ

**七尾税務署　大　谷　武　夫　氏**

**署長プロフィール**

（略　歴）小浜税務署　総務課長（平成19年７月）
金沢国税局　徴収部国税訟務官（平成21年７月）
金沢国税局　総務部税務相談室主任税務相談官（平成23年７月）
金沢国税不服審判所　国税審判官（平成24年７月）
金沢国税局　徴収部統括国税徴収官（平成26年７月）

公益社団法人七尾法人会会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年７月の定期人事異動により、七尾税務署長を拝命しました大谷武夫でございます。前任の東同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人七尾法人会の役員並びに会員の皆様方には、平素より法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、本誌をお借りし厚くお礼申し上げます。

私は富山県砺波市出身で、七尾税務署は初めての勤務となります。

七尾税務署の管轄には、気多大社や妙成寺をはじめとした歴史的・文化的遺産が多く、自然が豊かであり、また、北陸新幹線金沢開業や能越自動車道七尾氷見道路が全線開通するなど高速インフラも整備され、多方面にわたって環境の整った地域であり、地域経済が活性化しているこの時期に、当署に勤務できますことを大変光栄に思っております。

公益社団法人七尾法人会におかれましては、申告納税制度の維持・発展に寄与する「健全な納税者の団体」として、税の広報活動をはじめ、各種説明会・講演会等の開催、児童・生徒に対する租税教室の推進等を通じて、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に大きな貢献をされるとともに、公益社団法人として、地域社会に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組まれていると伺っております。

さらには、より一層、租税教育事業の拡充を図り、地域社会への貢献活動を広く展開する目的で、七尾税務署管内にある３つの租税教育推進協議会への加入を承認されたとも伺っており、今年度からは、協議会の同じ構成員として、これまで以上に連携を図りながら、租税教育の充実という目標に向かい活動して参りたいと考えております。

このような公益事業をはじめとする貴会の活動を通じた、今日のご発展は、小田会長をはじめ役員、そして会員の皆様の並々ならぬご尽力の賜物と心より敬意を表する次第であります。

私ども税務当局といたしましては、七尾法人会の皆様との相互信頼・協調関係を大切にし、法人会活動に可能な限り支援をさせていただく所存でございますので、今後とも充実した魅力ある活動を展開されますことを期待申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化や経済社会のグローバル化・ＩＣＴ化の進展等により、ますます複雑かつ困難なものとなっております。

このような状況の中、私どもは状況の変化に的確に対応しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、ｅ－ＴａｘなどＩＣＴを活用し、更なる事務の合理化・効率化を図りながら、納税者にとって利便性の高い申告・納付手段を充実させるなど、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むなど適正・公平な調査・徴収に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、税務行政に対しましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人七尾法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 【七尾税務署幹部職員のご紹介】

平成28年7月10日現在

| | |
|---|---|
| 署　　長 | 大谷　武夫 |
| 総務課長 | 清水　仁志 |
| 管理運営部門統括官 | 山田　爲徳 |
| 管理運営・徴収部門統括官 | 加茂野　毅 |
| 個人課税第一部門統括官 | 東村　昌明 |
| 個人課税第二部門統括官 | 八島　敏行 |
| 法人課税第一部門統括官 | 野村　和重 |
| 法人課税第二部門統括官 | 白川　雅人 |
| 法人課税第一部門総括上席国税調査官（法人会担当） | 山本　康弘 |

# 国・地方とも行財政改革の徹底を

**10月20日、長崎県長崎パブリックホールにおいて多数の役員・会員の参加を得て、第33回法人会全国大会が開催され、全国約80万会員総意による要望事項が採決され、税制改正の提言が行われた。又、今後この提言内容の実現に向けて、全法連、県連、単位会における運動方法が報告、確認された。**

## 《基本的な課題》

### Ⅰ．税・財政改革のあり方

#### 1．財政健全化に向けて

⑴消費税率10％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

⑵2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの３年間で政策経費の増加額を1.6兆円程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

⑶財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

⑷消費税率についてはこれまで主張してきたとおり、税率10％程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10％引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

⑸国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

#### 2．社会保障制度に対する基本的考え方

⑴年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

⑵医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80％以上を早期に達成する。

⑶介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

⑷生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

⑸少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

⑹企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

#### 3．行政改革の徹底

⑴国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

⑵厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

⑶特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

⑷積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4．消費税引き上げに伴う対応措置

⑴現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

⑵消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

#### 5．マイナンバー制度について

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底するすることが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、ｅ－ＴａｘやｅＬＴＡＸを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

#### 6．今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性――などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

### Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

#### 1．法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度29.97％、平成30年度２9.74％となり、政府が目指していたドイツ並みの「20％台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、ＯＥＣＤ加盟国の法人実効税率平均は約25％、アジア主要10カ国の平均は約22％となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### ２．中小企業の活性化に資する税制措置

⑴中小法人に適用される軽減税率の特例15％を時限措置（平成29年３月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

⑵租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年３月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

⑶中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行　資本金１億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

### ３．事業承継税制の拡充

⑴事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

⑵相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限（３分の２）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、５年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

⑶親族外への事業承継に対する措置の充実

⑷取引相場のない株式の評価の見直し

## Ⅲ．地方のあり方

地方創生戦略では、人口減少・超高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的・持続的社会の実現を目指している。そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めてきた。

しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしてもそれが実行されているのか定かではない。まずはこれらについての検証が必要であり、成功例があればそれを刺激剤に各地方が活性化を競っていくべきであろう。

⑴地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根ざした技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

⑵広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

⑶地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

⑷地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

⑸地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## Ⅳ．震災復興

東日本大震災については５年間の集中復興期間を終え、本年４月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、本年４月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取組まねばならない。

## Ⅴ．その他

### １．納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきでめる。

### ２．租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

**平成29年度税制改正に関するスローガン**

経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！

適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！

中小企業の重要性を認識し、
活性化に資する税制措置の拡充を！

中小企業にとって事業承継は重要な課題、
本格的な事業承継税制の創設を！

# 平成28年度 税制改正の概要

〔主な改正事項を掲載しましたので、他の事項も含め、詳細については税務署等に照会願います。〕

## 法人税関係

### 1 法人税率の引下げ

法人税の税率（現行23.9％）が平成28年度から23.4％、平成30年度から23.2％に引き下げられます。

併せて、法人事業税所得割の税率も引き下げられるため、法人実効税率は右の表のとおりとなります。

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19％→15％）の適用については、改正はありません（平成29年３月31日までに開始する事業年度まで特例適用）。

| 区分／項目 | 現行 | 改正案 | |
|---|---|---|---|
| | | 平成28年４月１日以後開始事業年度 | 平成30年４月１日以後開始事業年度 |
| 法人税率 | 23.9％ | 23.4％ | 23.2％ |
| （参考）大法人向け法人事業税所得割<br>＊28年度までは地方法人特別税を含む<br>＊年800万円超所得分の標準税率 | 6.0％ | 3.6％ | 3.6％ |
| （参考）国・地方の法人実効税率 | 32.11％ | 29.97％ | 29.74％ |

適用時期　**適用時期　平成28年４月１日以後に開始する事業年度について適用されます。**

### 2 減価償却制度の見直し

建物附属設備、構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます。

また、鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物に限る）については、定額法又は生産高比例法との選択制となります。

なお、リース期間定額法、取替法等は存置されます。

| 区分／項目 | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| 建物 | 定額法 | 同左 |
| 建物附属設備、構築物 | 定額法 or 定率法 | 定額法 |
| 機械装置、器具備品等 | 定額法 or 定率法 | 同左 |
| 鉱業用減価償却資産<br>（建物、建物附属設備、構築物に限る） | 定額法 or 定率法<br>Or 生産高比例法 | 定額法 or 生産高比例法 |

適用時期　**平成28年４月１日以後に取得をする建物付属設備、構築物、鉱業用の建物の償却について適用されます。**

### 3 欠損金の繰越控除制度等の見直し

**イ　大法人の繰越控除割合の見直し**

平成27年度税制改正で見直された中小法人等以外の法人の青色欠損金、災害損失金、連結欠損金の繰越控除制度について、企業経営への影響を平準化する観点から、更なる見直しを実施し、右の表のとおりとされます。

| 区分／項目 | | 平成28年4月1日以後開始事業年度 | 平成29年4月1日以後開始事業年度 | 平成30年4月1日以後開始事業年度 |
|---|---|---|---|---|
| 控除限度割合 | 改正前 | 繰越控除前の所得金額の65％ | 繰越控除前の所得金額の50％ | 繰越控除前の所得金額の50％ |
| | 改正後 | 繰越控除前の所得金額の60％ | 繰越控除前の所得金額の55％ | 繰越控除前の所得金額の50％ |

適用時期　**平成28年４月１日以後に開始する事業年度について適用されます。**

**ロ　中小法人等の場合**

中小法人等における欠損金の繰越控除割合は、所得金額の100％のまま変更はありません。

**ハ　繰越期間の延長**

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間を10年とする施行時期が平成30年４月１日以後に開始する事業年度とされました。

| 区分／項目 | | 平成28年4月1日以後開始事業年度 | 平成29年4月1日以後開始事業年度 | 平成30年4月1日以後開始事業年度 |
|---|---|---|---|---|
| 繰越期間 | 改正前 | 9年 | 10年 | 10年 |
| | 改正後 | 9年 | 9年 | 10年 |

また、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間についても平成30年４月１日以後に開始する事業年度とされました。

適用時期　**平成29年４月１日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。**

### 4 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体への寄附について、約３割の負担が軽減される現行の損金算入措置に加え、①法人事業税で寄附金額の10％（上限：税額の20％。ただし、平成29年度以降は15％）、②法人住民税で寄附金額の20％（同20％）、③法人税（同5％）では②で控除しきれなかった金額と寄附金額の10％のうちいずれか少ない金額が税額控除されます。

対象は、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業（国が認定）に対して法人が行った寄附で、三大都市圏にある交付税不交付団体などへの寄附は対象外です。

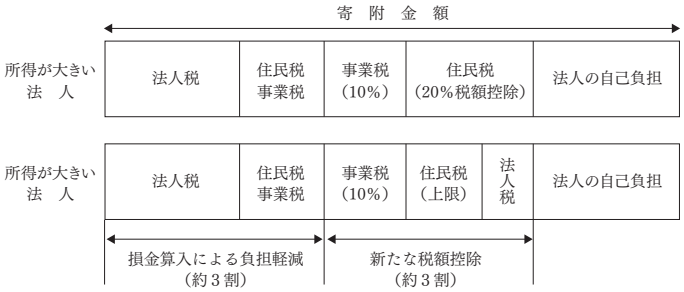


適用時期　**改正地域再生法の施行の日（平成28年４月20日）から平成32年３月31日までに支出した寄附について適用されます。**

### 5 中小法人の交際費課税の特例の延長

中小法人[資本（出資）金額が１億円以下]に係る交際費等の損金算入の特例（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が２年延長されます。

また、交際費等のうち、接待飲食費の50％までを損金算入できる措置（大法人も適用可）も適用期限が延長されます。

中小法人の場合は、選択適用が可能です。

適用時期　**いずれの措置も平成30年３月31日までに開始する各事業年度まで適用期限が延長されます。**

## 改正税法説明会

８月25日、26日の両日、七尾、羽咋の２会場で、平成28年度改正の法人税等について、説明会を開催した。

消費税関係の改正については先送りされたものの、法人税率の引下げや減価償却方法の適用の関する取扱いなどのポイントについて、七尾税務署法人　課税部門の担当官から説明が行われた。

## 地域社会貢献活動

地域社会貢献活動の一環として、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町及び中能登町の小学５年生、６年生の生徒全員に租税教育用（ＴＡＸ　ＰＲ）下敷を配付した。

写真は、七尾市租税教育推進協議会への贈呈式である。

## ビジネスコミュニケーションセミナー

10月12日、お客様の心をつかむ！「相手との合わせ方」のテーマでセミナーを開催した。

講師は、にしむらセールス＆ヒューマン研究所所長　西村文彦氏。「人間関係を築くコミュニケーションの心得」、「お客様の心をつかみ、共感を広げる対面コミュニケーション術」、「話・商談の進め方」とうについて、わかりやすく説明があった。

## 新設法人説明会

12月７日、七尾税務署との共催により、新設法人説明会を開催した。

出席した新設法人に対して、公益社団法人七尾法人会は、七尾税務署管内の約1,100社が加入する経営者の団体であり、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献することに取り組んでいることを説明し、加入の働きかけを積極的に行った。

## 税務懇談会

８月22日、国税庁の定期人事異動により、７月10日付で新しく七尾税務署長に着任された大谷武夫氏を迎えて、青年部会、女性部会と合同で税務懇談会を開催した。

大谷署長からは、適正かつ公平な税務行政を推進していく中で、法人会の役割は大であり、日頃の法人会活動に感謝の意が述べられるとともに、今後においても、絶大な協力を依頼された。

# 青年部会だより

## 租税教室の開催

社会貢献活動として小学校６年生を対象に取組んでいる租税教室を、鳥屋小学校、邑知小学校及び山王小学校の３校で開催した。

女性部会が取組んでいる「絵はがきコンクール」へも多数の応募があり、応募作品から、生徒の皆さんが税金の使い道を知り、暮らしの中での税金が担う役割を考る貴重な時間になったことがうかがえた。

## 全国青年の集い「北海道大会」

９月９日、第30回全国青年の集い北海道大会が旭川市の旭川大雪アリーナで、全国各地より2,687名が参加して開催された。

「Be Ambitious！Do Action！」のスローガンのもと30回という節目を迎えたこの年、そして「税の使途」や対象を高校生にも広げるといった租税教育活動がさらに飛躍する可能性を秘めたこの年、青年部会活動が活性化されることを願った。

記念講演は、スキージャンプ選手の葛西紀明氏より「夢は、努力でかなえる」と題し、講演が行われた。

## 租税教室講師担当者研修会

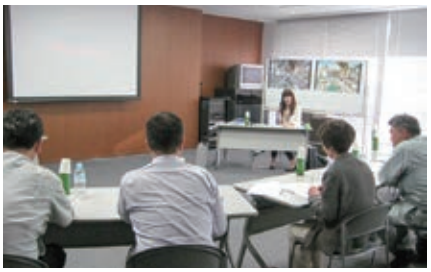

10月７日、七尾西湊合同庁舎において、租税教室講師担当者研修会が開催された。七尾税務署大谷署長の挨拶の後、金沢税務署税務広報公聴官の吉田有紀氏から、租税教室の講師を担う時に留意しなければならない事柄について、実践的な説明があり、参加した青年部会、女性部会のメンバーは、自らが担当する租税教室をイメージし、真剣に受講した。

## 地域社会貢献活動

会員募集中７月３日、七尾市城山野球場において、「金沢ミリオンスターズ」対「群馬ダイヤモンドペガサス」の試合が行われた。当日、石川県法人会連合会青年部会連絡協議会の地域社会貢献活動として、納税の意義等を周知するとともに法人会の知名度を上げるべくブースを出店し、女性部会連絡協議会の協力も得、けんたグッズ等を配布した。試合は金沢ミリオンスターズがサヨナラ勝利した。

## 交流会

４月21日、輪島法人会青年部会との交流会が14名会員募集中の参加のもと開催された。

当日は、輪島市のハイディワイナリーを見学し、芳醇なワインの誕生秘話を聴聞した。

その後、ビュー・サンセットで親睦を深め、活動の在り方等についても、真摯に討論した。

## 青年部会会員募集中！

**我々の仲間になりませんか!!**

当青年部会では、企業の経営者として、幅広い知識と教養を深めるため、経営、税務等を中心とした研修会、講演会等を開催するほか、会員相互の親睦交流を図ることを目的に活動しています。

＜会員資格＞

七尾法人会員の事業所に勤務する50歳未満の経営者または役員、もしくは役員に準ずる者

＜年会費＞5,000円

＜お問合せ＞

（公社）七尾法人会事務局

TEL 0767-53-6629

## 租税教室及び絵はがきコンクールの実施及び優秀作品の表彰式

租税教室

表彰式

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を志雄小学校の６年生を対象に開催した。税金がなくなった街を見てもらったり、税金がみんなの学校や暮らしのために使われているということについて勉強してもらいました。

昨年度から取組んでいる「租税教室」から学んだ「税の大切さ」などを「絵はがき」に表現してもらい、その中から優秀と認められた30作品について、２月７日、七尾西湊合同庁舎において表彰式を行った。※　優秀作品は、表紙に掲載（平成27年度応募作品）

## 全国女性フォーラム「福島大会」

４月14日、全法連及び全法連女性部会連絡協議会主催による「第11回　法人会全国女性フォーラム」が福島県郡山市のビックパレットふくしまで開催された。法人会における女性部会の役割には、年々大きな期待が寄せられてきております。女性部会では部会員の資質向上と情報共有による法人会活動のさらなる充実、活性化を目的に全国から約1,600名が参加した。

フリーアナウンサーの大和田新氏より「伝えることの大切さ　伝わることの素晴らしさ」と題し、講演が行われた。

## 研修視察

### ○　企業経営に必要なテーマ＝「正直・信用・和」

６月22日から23日、「正直・信用・和」をテーマに、視察研修を行った。研修視察先は、昭和18年設立の福井缶詰株式会社（缶壜詰食料品の製造販売業）。代表取締役会長重田軍治様から「会社の概要」、「缶詰の特徴」及び「缶詰の製造工程」などのお話しをお聞きした後、工場内を案内していただいた。

特に、「缶詰は、中身が見えないから製造者は正直者でなければなりません。」という社訓についてのお話には、会員一同、今まで生きてきた我が身の在り方だけでなく、これからの自社の経営面にも軌を一にするものであることを痛感でき、極めて有意義な研修となった。

また、萬松山大安善寺にて、新命和尚の“一に掃除、二に笑顔、三四元気に、おかげさま”の生き生き法話に接し、その後、美味しい精進料理をいただき、満足して生きる力をも得ることができた。

## 交流会

10月13日、輪島法人会女性部会との恒例の交流会が22名の参加を得て開催された。

当日は、珠洲市の醗酵化学㈱を見学し、さいはての地で生まれた長期熟成麦焼酎について説明を受けた。その後、須須神社を参拝し親睦を深めた。

## 『税を考える週間』 “税の役割と税務署の仕事” 《11月11日（金）～11月17日（木）》

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っております。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のＩＴ・国際化に対する諸施策について紹介します。

### 税務署長表彰

この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。

**おめでとうございます**

多田　計介 氏

## 七尾税務署管内の主な行事

| 行　事　名 | 日　時 | 会　場 |
|---|---|---|
| 小中学生の税に関する作品展 | 11月11日(金)～11月17日(木) | 七尾パトリア・コスモアイル羽咋・志賀町文化ホール・アスク・宝達志水町役場・宝達志水町民センターアステラス、中能登町道の駅 |
| 納税表彰式 | 11月８日(火) 15：00～ | フォーラム七尾 |

## 年末調整説明会

正しい事務処理を行うためにも、源泉徴収義務者の方々は是非ご出席ください。
なお、説明会の前までに関係用紙を送付することとしていますので、事前に送付した用紙を必ずお持ちください。

| 月　日 | 時　間 | 会　場 | |
|---|---|---|---|
| 11月16日(水) | 13:30～15:30 | 七尾サンライフプラザ | 七尾市・中能登町 |
| 11月17日(木) | 10:00～12:00 | 羽咋すこやかセンター（旧羽咋文化会館） | 羽咋市・志賀町<br>宝達志水町 |
| | 13:30～15:30 | | |

＊お問い合わせ先　　七尾税務署　法人課税第１部門（☎0767-52-9338）
＊開催会場では、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承願います。

《石川県・各市町からのお知らせ》

## 個人住民税の特別徴収のお知らせ

**事業主のみなさまへ**

**従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています！**

**～個人住民税の特別徴収とは～**

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税（市町民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へご相談ください。

**《お問合せ先》**

◎手続について　七尾市税務課　TEL：0767-53-8412、羽咋市税務課　TEL：0767-22-7130、
志賀町税務課　TEL：0767-32-9142、宝達志水町税務課　TEL：0767-29-8150、
中能登町税務課　TEL：0767-74-2807
◎制度について　石川県総務部税務課　TEL：076-225-1271

県税キャラクター
直之くん

## 事務局だより

（平成28年４月1日～10月31日）

４．１１　青年部会正副部会長会議
４．１２　県連総務委員会
４．１４　全国女性フォーラム福岡大会
４．１９　県青連協正副会長・監事会議
４．１９　県女連協正副会長・監事会議
４．２１　女性部会役員会
４．２１　女性部会第21回通常総会・記念講演会
４．２１　輪島法人会青年部会との交流会
４．２５　県連正副会長会議及び理事会
４．２７　第１回理事会
４．２７　福利厚生制度推進連絡協議会
５．１９　青年部会役員会
５．１９　青年部会第25回通常総会・記念講演会
６．　１　第４回通常総会・記念講演会
６．　２　県連第４回通常総会
６．　７　県青連協第25回定時連絡協議会
６．　７　県女連協第16回定時連絡協議会
６．　９　北法連第37回定時役員総会
６．１３　県連税制委員会
６．１５　松任法人会創立50周年記念事業
６．２１　全法連第６回定時評議員会
６．２２　女性部会研修視察（22日～23日）
７．　３　県青連協社会貢献事業
７．１１　青年部会正副部会長会議
７．２７　県青連協正副
７．２７　北陸地区青連協連絡会議
８．２２　税務懇談会
８．２３　県連共益事業推進委員会
８．２５　定例研修会　七尾会場
８．２６　定例研修会　羽咋会場
８．３０　県連厚生委員会
９．　８　全国青年の集い部会長サミット
９．　９　全国青年の集い「北海道大会」
９．１５　女性部会正副部会長会議
１０．　７　租税教室講師担当者研修会
１０．１２　ビジネスコミュニケーションセミナー
１０．１３　輪島法人会女性部会との交流会
１０．２０　法人会全国大会「長崎大会」
１０．２５　第２回理事会
１０．２５　福利厚生制度推進連絡協議会
１０．２６　健康経営セミナー

## 新　会　員　紹　介

◆（平成27年11月１日～28年10月31日）◆

| 法人名 | 代表者氏名 |
|---|---|
| アイザック 株式会社 | 泉　和彦 |
| アサヒドライ 株式会社 | 神戸　秀樹 |
| 株式会社 磯野工業 | 磯野　大介 |
| 株式会社 エフラボ | 松井　正尚 |
| 株式会社 小波瓦工業 | 小波　久喜 |
| 株式会社 サカエ | 古玉　栄治 |
| 株式会社 清水 | 清水　篤郎 |
| 末吉電業 有限会社 | 末吉　大 |
| 大栄商事 株式会社 | 嘉治　純一 |
| 羽咋興業 株式会社 | 岩田久美子 |
| 羽咋タクシー 株式会社 | 岡沢　清 |
| 合同会社 ぽぷら | 木村　和子 |
| 株式会社 ヨノミ | 余海　洋樹 |
| 株式会社 リセプション | 山田　健一 |
| 株式会社 れん | 宮本　満寛 |

## 会　員　募　集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

**お問い合わせ・連絡先　公益社団法人七尾法人会**
**電話 0767-53-6629**

**ホームページのご案内**
http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/

《石川県・各市町からのお知らせ》

## 地方税の電子申告（eLTAX）のお知らせ

石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続をインターネットで行うことができます。
自宅やオフィスで申告手続ができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

**◎利用時間**　8:30～24:00（土日祝日、年末年始を除く）
**◎対象税目**
県　　税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税
市町村税：法人市町村民税、個人住民税（給与支払報告書等）、固定資産税（償却資産）等

※平成29年１月から、国と市区町村にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票と給与支払報告書の様式を統一し、ｅＬＴＡＸに一元的に送信することが可能になります。

**《電子申告についてのお問合せ先》**
**一般社団法人 地方税電子化協議会**
ホームページ　http://www.eltax.jp/
電　　話　0570-081459、03-5500-7010［IP電話やPHSなどの場合］
受付時間　9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

県税キャラクター
直之くん

# 税に関する
# 絵はがきコンクール作品

七尾税務署長賞

邑知小学校6年生　**中越 真央** さん

羽咋郡市
租税教育推進協議会長賞

邑知小学校6年生　**杉浦 正汰** さん

七尾市
租税教育推進協議会長賞

山王小学校6年生　**中山 健斗** さん

羽咋郡市
租税教育推進協議会長賞

志雄小学校6年生　**小谷 菜緒** さん

中能登町
租税教育推進協議会長賞

鳥屋小学校6年生　**石川 桜** さん

中能登町
租税教育推進協議会長賞

鳥屋小学校6年生　**北島 彩夏** さん

中能登町
租税教育推進協議会長賞

鳥屋小学校6年生　**諏訪 百香** さん

発行／公益社団法人 七尾法人会

〒926-0802 石川県七尾市三島町70-1七尾産業福祉センター
TEL (0767) 53-6629 FAX (0767) 53-6689 E-mail nanao-hojin@watch.ocn.ne.jp